

兵庫県スポーツ賞「優秀賞」表彰要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号。以下「規則」という。）に基づき、国際大会及び全国大会（県指定）において、兵庫県スポーツ界に優秀な成績を残した者に贈る兵庫県スポーツ賞を「優秀賞」として表彰することについて、必要な事項を定める。

(表彰の範囲)

第2条 知事は、公益財団法人兵庫県スポーツ協会及び兵庫県内のスポーツ団体から推薦を受けた者（団体又はチームを含む。以下同じ。）で、次のいずれかに該当する者のうち人格的にも優れた者（小学生を除く。）を審査のうえ表彰する。ただし、同一功績により兵庫県スポーツ賞「特別賞」の被表彰者となる者は対象としない。

- (1) 国際大会（県指定）のうち、オリンピック大会及びパラリンピック大会出場者
 - (2) オリンピック大会及びパラリンピック大会以外の国際大会（県指定）で優勝～3位の成績をおさめた者及び全国大会（県指定）で優勝した者
 - (3) 国際大会（県指定）のうち、アジア競技大会・デフリンピック・FISUワールドユニバーシティゲームズ・世界選手権大会・アジア選手権大会・アジアパラ競技大会で4～8位の成績をおさめた者及び全国大会（県指定）で準優勝した者
- 2 表彰は、兵庫県内に住所を有する者に対して行う。ただし、兵庫県内に住所を有しない者であっても、次に掲げる兵庫県関係者は、表彰することができる。
- (1) 県内の学校（大学を除く。）に在学する者
 - (2) 県内の事業所等に勤務する者
 - (3) 大学生であって県内の高等学校に在籍したことがある者

(表彰の方法)

第3条 前条による表彰は、次の区分によりメダルを授与する。

- (1) 金メダルは、前条第1号及び第2号に該当する者に授与する。
- (2) 銀メダルは、前条第3号に該当する者に授与する。

(候補者の推薦)

第4条 公益財団法人兵庫県スポーツ協会に加盟している各種目競技団体及び兵庫県内のスポーツ団体は、表彰の対象となる候補者を調査のうえ、知事あて推薦するものとする。

- 2 前項の団体からの推薦が困難な場合は、知事が表彰の対象となる候補者を調査のうえ、推薦することができる。
- 3 推薦は、兵庫県スポーツ賞特別賞・優秀賞推薦書（別紙様式1～2）により、別に定める日までに行うものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 知事は、文化賞等選考委員会設置要綱（昭和50年4月1日制定）第6条第2項の規定にかかわらず、候補者を兵庫県スポーツ賞優秀賞審査会に諮って表彰者を決定する。

(審査委員)

第6条 兵庫県スポーツ賞優秀賞審査会は、若干の委員で構成する。
2 前項による委員は、知事が別に委嘱する。

(公表)

第7条 規則第5条の規定にかかわらず、表彰を受けた者の氏名等の公報への掲載は行わない。

(事務処理)

第8条 表彰に必要な庶務は、兵庫県県民生活部スポーツ振興課において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は別に定める。

(施行期日)

第10条 この要領は、平成6年11月1日から施行する。
平成24年 4月 1日一部改正
平成25年11月19日一部改正
平成27年12月 1日一部改正
令和 4年 9月20日一部改正
令和 5年 4月 1日一部改正